



有給休暇の一年間で

5日の取得は、義務化

されています！！

社会福祉法人 ともしび会は、＜有給休暇取得促進＞＜労働時間縮減＞に積極的に取り組んでいます。

各種休暇制度（産休・育休・パパ育休・介護休暇・生理休暇等）を有効活用したり、
学校行事や私的用事で有給休暇や半日有休、又時間単位での休みを積極的に取得しまし
よう。（ただし、時間休での取得は上限 40 時間となっています！）

又、「休みやすい」「帰りやすい」職場環境を整えるのは、上司の仕事の一つです。

業務改善会議で仕事の見直しを図りながら、どうしたら？を一緒に考えて行きましょう。

